

元年 5 月 29 日

福井県議会議長 様

畑 孝幸



政務活動費収支報告書(会派・議員)

福井県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり平成31年度の政務活動費の収支を報告します。

記

1 収 入

項 目	収 入 額 (円)	備 考
政 務 活 動 費	300,000	
利 息 収 入		
自 己 負 担 金		
合 計	300,000	

2 支 出

項 目	支 出 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費	6,919	
研 修 費		
広 聴 広 報 費	19,440	
要請陳情・県民相談等活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	13,388	
事 務 所 費	23,197	
事 務 費	28,917	
人 件 費		
合 計	91,861	

3 残 金 208,139 円

議派・活動費集計表(会務)

(単位:円)

使途項目	収入 支出	収入、支払科目											総計						
		旅費	会議費 負担金	食糧費	謝金等 報償費	使用料	委託料	消耗品費	備品費	印刷 製本費	通信 運搬費	燃料・ 光熱水費		修繕料	広告料	人件費	その他	収入額	
政務活動費	収入																300,000	300,000	
収入合計																	300,000	300,000	
調査研究費	支出	6,919																	6,919
広聴広報費	支出					19,440													19,440
資料購入費	支出							13,388											13,388
事務所費	支出					12,010								11,187					23,197
事務費	支出					13,611						15,306							28,917
支出合計		6,919	0	0	0	13,611	31,450	13,388	0	0	15,306	11,187	0	0	0	0	0	91,861	
総合計		6,919	0	0	0	13,611	31,450	13,388	0	0	15,306	11,187	0	0	0	0	300,000	208,139	

平成31年度4月分
支 払 証 明 書

会派名または議員名 畑 孝幸

様式第14号(第7条関係)

支 払 証 明 書

整理番号	支払年月日	使途項目	支出科目	使 途 内 容	費用内容	政務活動費充当額 (支払額)	摘 要
1-1	平成31年4月9日	調査研究費	旅費	県政に係る調査	交通費	629 円	距離: 17km / 按分率: 摘要: 自宅台議会
2-1	平成31年4月11日	調査研究費	旅費	県政に係る調査	交通費	629 円	距離: 17km / 按分率: 摘要: 自宅台議会
3-1	平成31年4月12日	調査研究費	旅費	県政に係る調査	交通費	629 円	距離: 17km / 按分率: 摘要: 自宅台議会
4-1	平成31年4月15日	調査研究費	旅費	県政に係る調査	交通費	629 円	距離: 17km / 按分率: 摘要: 自宅台議会
5-1	平成31年4月16日	調査研究費	旅費	県政に係る調査	交通費	629 円	距離: 17km / 按分率: 摘要: 自宅台議会
6-1	平成31年4月17日	調査研究費	旅費	県政に係る調査	交通費	629 円	距離: 17km / 按分率: 摘要: 自宅台議会
7-1	平成31年4月18日	調査研究費	旅費	県政に係る調査	交通費	629 円	距離: 17km / 按分率: 摘要: 自宅台議会
8-1	平成31年4月22日	調査研究費	旅費	県政に係る調査	交通費	629 円	距離: 17km / 按分率: 摘要: 自宅台議会
9-1	平成31年4月23日	調査研究費	旅費	県政に係る調査	交通費	629 円	距離: 17km / 按分率: 摘要: 自宅台議会

様式第14号(第7条関係)

支 払 証 明 書

整理番号	支払年月日	使途項目	支出科目	使途内容	費用内容	公務活動費充当額 (支払額)	摘 要
10-1	平成31年4月25日	調査研究費	旅費	県政に係る調査	交通費	629 円	距離: 17km 按分率: 摘要: 自宅⇄議会
11-1	平成31年4月26日	調査研究費	旅費	県政に係る調査	交通費	629 円	距離: 17km 按分率: 摘要: 自宅⇄議会

(注1) 旅費の場合、「摘要」欄に「目的地」および「移動距離(km)」を記載すること。

(注2) 按分により支出を行った場合、「摘要」欄に「按分率」を記載すること。

(注3) 公務活動費充当額と異なる場合、「支払額」を記載する。

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者 畑 孝幸



平成31年度4月分

領 収 書 等 添 付 票

会派名または議員名 畑 孝幸

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	17-1	支 払 年 月 日	平成31年 4月 1日 ✓
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費 ✓
使 途 内 容	日本経済新聞		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	日本経済新聞-4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	5,097 円 ()	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

この明細書、WEBに切替えませんか??

最新のご利用明細書をいつでもどこでも確認できます
 パソコン・スマートフォンで、
 \ いろんな方におすすめ /

- ・請求金額をいち早く確認したい方
- ・過去の明細を確認したい方(最大過去14カ月分、確認可能!)
- ・ご利用明細書の産業がめんどうな方

※オンライン明細書切替サービスにご登録いただくと、毎月のご利用明細書の郵送を停止いたします。

※送込カードコード・ポイントカードおよび一部の提携カード等、対象外のカードがあります。

△ご注意ください

《電話や訪問による詐欺に十分にご注意ください》
 百貨店の店員や銀行協会員と偽り、電話でお金などのカードが不正に使用されていると告知、ご自宅に訪問してカード等の提出を求め、暗証番号等を聞き出す詐欺が急増しております。少しでも怪しいと思ったら、カード裏面のお問合せ窓口にご一報いただくが「110番」へのご通報をお願いします。

問合せ

●明細書の内容・諸変更のお届け

0776-21-7881

9:00~17:00 土・日・祝・年末年始休

※お手元に [] をご用意のうえ、カード名義ご本人様よりお問合せください。

送出人

ご利用代金明細書

※カード代金支払口座への入金はお支払日の前営業日(最終締め)までにお届けください。
 ※今年度ご利用代金明細書の発行は、お支払日の前営業日(最終締め)までにお届けください。

お支払日	2019年 6月 10日
今回請求合計額	5,097円
今回請求額	円
一筆前お支払額	円
合計	円

会員番号	*****
カード名称	*****
お取引店	*****
口座番号	*****

万円	円
万円	円
万円	円
万円	円
万円	円

お支払方式	現金スライド
元利定額	円
元利定額	円
元利定額	円
元利定額	円

元利定額	円
元利定額	円
元利定額	円
元利定額	円

ローン名称 * L P
 ※ショッピングでご利用可能な店舗は本カードの「リボ払い/分割払い/ボーナス払い/2回払い」のご利用可能店舗にはお支払期日が到来していないご利用分も含まれます。ご注意ください。
 ※「リボ払い」カードローンのご案内は、ご利用可能な店舗にて表示しております。

現在のポイント (A+B+C)

内訳

- A: 年会費
- B: 年会費
- C: 年会費

■年度別獲得ポイント内訳

- 2017年度 (2017.10.1 ~ 2018.9.30) 獲得ポイント: 100
- 2018年度 (2018.10.1 ~ 2019.9.30) 獲得ポイント: 100
- 2019年度 (2019.10.1 ~ 2020.9.30) 獲得ポイント: 100

当月利用ポイント

※獲得ポイントが200ポイント(エスプリ会員・学生カードは100ポイント)に満たない場合は、年度内で自動的に失効となります。
 ※退会の場合は、有効期限にかかわらず年会費が失効します。

「カードローン」の追加のお借入がない前提での返済の目安

返済回数	毎月
返済日	日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)
返済額	円
返済期間	年 月 日 ~ 年 月 日
返済回数	回 (月)
返済額	円

年会費のみのご請求について

ご請求が年会費のみの場合、「ご利用代金明細書」の発行を省略する場合がございますのでご了承ください。
 (「リボ払い」カードは除く)「ご利用代金明細書」の発行をご希望の場合は、ご希望のカード発行会社までお問い合わせください。

海外のご利用について

海外のATMからMasterCardが適用されるレートを適用いたします。必ずしもご利用日のレートではございません。また、円換算レートに諸事務処理などの費用として当社が定めた2.00%(税別)を加算させていただきます。

※会員番号16桁のうちの下3桁と口座番号の下3桁は、個人情報保護のため「***」と表示してあります。

※今回ご請求合計額(マイレージ)の残高があるものは、お振込(入金)口座へお振込み、または別のご利用代金に充当させていただきます。

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	13-1	支払年月日	平成31年 4月 25日
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	燃料・光熱水費
使 途 内 容	事務所電気料		
費 用 内 容	事務所電気料	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	11,187 円	按 分 率 :	
	()	充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

毎度ご利用いただきありがとうございます。
電気ご使用量のお知らせ

お客様番号 []

ご契約種別 従量電灯B
ご契約容量 30A

2019年 5月分	今回検針日	5月17日
	ご使用期間	4月18日~ 5月16日
	ご使用量	328 kWh

検針日 6月18日
支払期日 6月17日
振替予定日 5月28日
【前年同月のご使用量(4月17日~5月16日)】
246kWh

畑 孝幸事務所

様

供給地点特定番号
05-0000-0000-0214-8018-0000

利用種別(標準)	3	2	1	5	円
料金種別(標準)	523円				
基本料金	712円80銭				
電力料金(1段階目)	2,102円40銭				
電力料金(2段階目)	3,839円40銭				
電力料金(3段階目)	644円56銭				
燃料費調整額	203円36銭				
初回設置料	-54円00銭				
再生エネルギー料金	967円00銭				

※ご契約変更等で実際のご請求額と異なる場合がございます。

電気料金等領収証

領収年月	2019年 4月分
領収金額	11,187円
消費税等相当額(再掲)	828円
再生エネルギー料金(再掲)	1,244円
ご使用量(合計)	429kWh

上記金額を 4月25日(口座振替)により
領収いたしました。

(ご注意) 本票により集金することはありません。
【燃料費調整率のお知らせ(1kWhあたり)】
今月分 0.62円 / 来月分 0.51円
【再生可能エネルギー発電促進賦課金(1kWhあたり)】
2.95円

検針結果	計器番号	今回指示数	前回指示数	差 引	乗率(倍)
全日	839	11611.9	11283.8	328.1	1

スマートメーターの場合は、30分ごとに計量したご使用量を演算し算定しているため、計量器の差引とご使用量が相違する場合があります。
【電気料金・使用量照会サービス】では、お客様の30分単位でのご使用量や電気料金の履歴などが確認いただけます。

2018年10月より、サービス会員制度「ほくリンク」において、毎月の電気料金に応じてほくリンクポイントが貯まる「電気deポイントプラス」を開始いたしました。申込みは当社HPよりご確認ください。

北陸電力株式会社 検針員 []
小売電気事業者登録番号 A0271
住所：富山県富山市牛島町15番1号

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	12-1	支 払 年 月 日	平成31年 5月 7日
使 途 項 目	広聴広報費	支 出 科 目	委託料
使 途 内 容	ホームページ維持管理料		
費 用 内 容	HP作成・管理委託料	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	19,440 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			



普通預金(兼お借入明細)

5

*差引残高欄に(-)印あるものは貸越残高です。

年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	D.1- 5- 7 振替	19,440	システムバンク	
10				
11				
12				
13				*
14				*
15				*
16				*
17				*
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

- 証券類をご入金の際は、摘要欄に「他券」「取立」等と月日を印字します。払戻しのできる日は、通常上記月日の午後となります。なお、お支払可能時刻は、証券類の取立場所により異なります。くわしくは窓口へお問い合わせ下さい。
- 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については仮記帳で、後日再記帳いたします。

(記号説明)
D...無通帳扱

原本のとおり相違ないことを証明します

令和元年5月29日



領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	14-1	支 払 年 月 日	平成31年 5月 7日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	携帯電話料		
費 用 内 容	携帯電話料	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	6,452 円	按 分 率 : 1/2	
	(12,905 円)	充 当 根 拠 : 他 の 活 動 と の 按 分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)



00118888



5T1EFE

910-0043
福井市四十谷町13-31

郵便区内特別

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 5月16日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
[送付先]
〒920 金沢市大手町1-2-8
〒0912 ドコモ金沢大手町ビル
社用コード 5T1-EFE-J-03-240-001048-60(23)
(000000) 00002

畑 孝幸 様



0010353#



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 4 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2019年 5月ご請求分	11,272円	2019年 5月31日(金)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモ分ご請求額 11,272円
(合計) 11,272円
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
[REDACTED] 9,564円
[REDACTED] 1,708円

*** ドコモからのお知らせ ***

前月ご請求金額	12,905円(税)
カゲボ/ライドプラン (2019年4月末現在)	電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。

ポイントのお知らせ
dポイントクラブの特典「ずっとドコモ割プラス」では、「dポイント進呈」「バケットバックの料金割引」のいずれかを選択いただけます。上位ステージほどおトクになるとともに、dポイント進呈なら料金割引の割引額の1.2倍ポイントがもらえます。詳しくは「dポイントクラブサイト」をご覧ください

お知らせは次ページに続きます。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)
[REDACTED]

(2019年 5月16日発行)

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)
畑 孝幸 様

2019年 4月ご請求分	
2019年 5月 7日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	12,905
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 5月ご請求分
----------------------------	------------------------	--------------

お 知 ら せ

2019年7月より、口座振替・請求書払いで個人契約のお客さまを対象に、奇数月(1・3・5・7・9・11月)の請求が5,000円未満(税込)で一定条件を満たした場合、翌月(偶数月)に合算して請求させていただきます。これまでどおり毎月の請求を希望の場合は、「翌月合算請求拒否」をお申出ください。

*** カケホーダイ (ライト含む) プランのお知らせ ***

5月末でカケホーダイプラン/カケホーダイライトプランのご契約期間が満了となります。継続契約を希望されない場合、翌々月末までにお申出をお願いいたします。

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE DOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計金額の請求内訳】				
◇基本使用料 (計)	3,900	3,900	基本使用料	合算
◇通話料・通信料 (計)	84	84	Xi・SMS通信料	合算
◇パケット定額料等 (計)	4,500	9,500	パケット定額料 (シェア)	合算
		1,000	パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)	合算
		-4,000	シェアバック分割請求子回線ご負担額	合算
		0	パケット定額通信料	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,954	1,900	付加機能使用料等	合算
		0	ドコモWi-Fi利用料	合算
		50	請求書発行手数料	合算
		4	ユニバーサルサービス料	合算
◇消費税等相当額 (計)	834	834	消費税等相当額 (合計)	
	11,272	11,272	合計 (2回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>				
			ご利用期間 (4/1~4/30)	
◇基本使用料 (計)	2,700	2,700	カケホーダイプラン (スマホノック)	合算
◇通話料・通信料 (計)	84	84	Xi・SMS通信料 4月ご利用分	合算
◇パケット定額料等 (計)	4,500	9,500	シェアバック10 (容量) 定額料	合算
		-1,000	ずっとドコモ割プラス (料金割引)	合算
		-4,000	シェアバック分割請求子回線ご負担額	合算
			シェアバック分割請求対象額 (シェアグループ合計) 9,000円/2回線	
			※シェアグループ子回線のシェアオプション定額料含む	
			当回線におけるシェアバック分割請求ご負担額 4,500円	

NTTドコモからのお知らせ

●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。

【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。

●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 5月ご請求分
----------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN 〔 本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。 〕	税区分 TAX
	0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計) 2.9G (通信速度制限含む)	合算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 1.5G (通信速度制限含む)	合算
◇その他ご利用料金等 (計)			
1,572	300	s.pモード利用料	合算
	100	my daiz/iコンサル利用料	合算
	380	スコ待コンテンツ利用料	合算
	400	クラウド容量オプション利用料 (50GB)	合算
	380	いとおしバック割引料	合算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合算
	500	ケータイ補償サービス利用料 (500)	合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
	380	あんしんバック割引	合算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (s.pモード)	合算
	300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合算
	50	請求書発行手数料 5月請求分	合算
	2	ユニバーサルサービス料/基本 1番号あたり2円のご請求となります	合算
税等相当額 (計)			
708	708	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇合計			
9,564	9,564	合計	
[REDACTED]			
		ご利用期間 (4/1~4/30)	
◇基本使用料 (計)			
1,200	1,200	カケホーダイライトプラン (ケータイ)	合算
◇その他ご利用料金等 (計)			
382	380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合算
	2	ユニバーサルサービス料/基本 1番号あたり2円のご請求となります	合算
◇消費税等相当額 (計)			
126	126	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇合計			
1,708	1,708	合計	
[REDACTED]			

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	19-1	支 払 年 月 日	平成31年 5月 7日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	新聞購読料		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	県民福井・中日新聞—4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	5,566 円 ()	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			



普通預金(兼お借入明細)

5

*差引残高欄に(-)印あるものは貸越残高です。

年	月	日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10	D 1-	5-	7	振替	5,566	チリウニチシツ *
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

- 証券類をご入金の際は、摘要欄に「他券」「取立」等と月日を印字します。
払戻しのできる日は、通常上記月日の午後となります。なお、お支払可能時刻は、証券類の取立場所により異なります。くわしくは窓口へお問い合わせ下さい。
- 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については仮記帳で、後日再記帳いたします。

(記号説明)
D…無通帳扱

原本のとおり相違ないことを証明します

令和元年5月29日



領 收 書 等 添 付 票

整理番号	22-1	支払年月日	平成31年 5月 7日 ✓
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	使用料 ✓
使 途 内 容	コピーカウンター料金		
費 用 内 容	機器借上料	摘 要	カウンター料金
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	13,611 円 ✓	按 分 率:	1/2
	(27,222 円) ✓	充 当 根 拠: 他 の 活 動 と の 按 分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

No 076302 領 収 証 ✓

領 収 金 額 27,222 円也

上記の通り確に領収致しました。

畑 孝幸 / 殿

収 入
印 紙

(入金内訳) _____ 現 金 _____

_____ 小切手、手形 月 日 _____

_____ 取引銀行 _____

令和 ~~三年~~ 元年 5月 7日 ✓

福井ゼロックス株式会社

福井市板橋5丁目9番地
TEL (0776) 34-4366(代)

発行者印

※本領収証に発行責任者印が捺してないものは金額を訂正したものは無効です

〒918-8104 福井県福井市板目5丁目90-4番地
福井ゼロックス株式会社
電話 0776-33-3666

今回ご請求額
27,222 円

お問合わせ請求番号
[]
代金/料金合計 25,206 円
消費税等 8% 適用
消費税等 2,016 円

支払約定期日・方法 2019年05月06日 口座振替
指定銀行名 []
支店名 []
預金種目・口座番号 []
指定口座名 加付

毎度お引立てをありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
尚、この請求書とご入金が行き違いが生じた場合は、何卒ご察度下さい。
ご請求内容に関するお問い合わせの際は、下記の番号をお知らせ願います。
TEL (0776) 34-8666 売上管理

料金項目 / 書 買 上 品 名	期 間 / 納 品 日	数 量 / 枚 数	単 価	小 計	合 計
トータルサービス料金 黒モード ① (1 ~ 678)	02/11-03/10	678	5.800	3,932	
小 計		297	26.000	7,722	
クリエーション料金② (1 ~ 297)				7,722	
小 計		484	28.000	13,552	
カラモード ③ (1 ~ 484)				13,552	
小 計				25,206	
合 計				2,016	
消費税等8%					

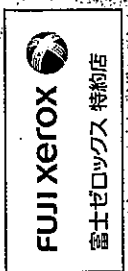
機 種 名	機 種 番 号	台 数
SFT	762790	2
前回メータ	今回メータ	テラス枚数
		ミス枚数
		使用枚数
		678
		297
		484

福井市四十谷町13-3-1
知 孝 幸

910-0043
福井市四十谷町13-3-1

如孝幸事務所

福井ゼロックス株式会社
総務部 業務課
〒918-8104 福井県福井市板目5丁目90-4番地
電話 0776-33-3666
FAX 0776-33-7274



(乙) 福井ゼロックス株式会社 御中

(甲) 承諾人 (所在地)

(社名)

畑 孝幸 事務所

(役職名)

福井県議会議員

(氏名)

畑 孝幸

トータルサービス契約承諾書

貴社から、平成 25 年 4 月 5 日付書面でトータルサービス契約の申込みをいただきましたが、下記のとおり
の条件で承諾いたします。

記載事項

1. 契約対象機械および設置場所

機種名	設置先一覧表参照	機械番号	No. 設置先一覧表参照
設置場所	所在地 事業所名 部 課 名	設置先一覧表参照	

2. 契約期間

平成 25 年 4 月 11 日から平成 26 年 4 月 10 日まで

3. 開始メーターカウント

メーター 1. 設置先一覧表参照 メーター 2. 設置先一覧表参照 メーター 3. 設置先一覧表参照

4. 料金計算の締切日

初回締切日：平成 25 年 7 月 10 日 以後の締切日： 3ヵ月毎の 10 日

5. トータルサービス料金

消費税および地方消費税(以下消費税等という)は含みません。

機 種	トータルサービス料金			最低コピー/プリント 料金3ヶ月額
	モード	コピー/プリント単価 1 コピー/プリントにつき		
DocuCentreColor 320CP Model-DDF DocuCentre C2101P	黒	1枚目以上	5.8円	1,680円
	カラー プリント	1枚目以上	26.0円	
	フルカラー	1枚目以上	28.0円	

*トータルサービス料金は、契約対象機械2台のプリント枚数の合計に基づいて計算します。

(以下は新規購入の場合に記入)

甲と乙は、本契約締結にあたり、次の日付をもって契約対象機械および機械に装着している関連商品の設置調整
が完了したことを確認します。

設置調整完了日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

ゼロックス使用欄	BP 盗用 イ. する (FAX No. _____) <input checked="" type="checkbox"/> しない
----------	---

トータルサービス契約条項

第1条 (契約の目的)

- トータルサービスとは、乙が甲に日本国内における乙所定のサービス地域内において機械の適切な操作方法を指導するとともに機械が正常に稼働するように第6条所定の保守サービスを行い、ドラム等の感光体(以下ドラムと総称する。)および必要な消耗品等(乙の指定する販売消耗品を除く。以下同じ)を供給、交換することをいいます。
- 本契約は乙が甲にトータルサービスを提供し、甲がこれに対するトータルサービス料金をAに支払うことを目的とします。

第2条 (設置場所の変更)

甲は搬記記載の機械の設置場所を変更する場合、予め乙に通知します。この場合、作業は乙または乙の指定する者が実施し、甲は移動、設置調整等設置場所の変更に関する費用をAに支払います。

第3条 (契約期間満了後の措置)

- 搬記記載の契約期間満了の2ヵ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新し以後の更新も2回を限度として同様とします。ただし、乙が本契約条件で保守サービスの継続が困難と判断した場合、乙は、搬記記載の契約期間満了(更新後)においては更新後の契約期間満了の2ヵ月前までに甲に次の方式を通知し、甲は、当該方式から選択します。
 - ① 乙所定の有料オーバーホールを実施した上本契約を1年間更新し、その後の更新は2回までとする。
 - ② 乙所定の年費納付金により3年間を限度として新たなトータルサービス契約を締結する。
 - ③ スポット保守方式および感光体、消耗品等、部品の別売方式とする。
- 前項にかかわらず、感光体、消耗品等、部品の製造中止にもない供給が困難になる場合、乙は2ヵ月以上前に甲に通知し、本契約を終了させることができます。

第4条 (トータルサービス料金の計算)

- 甲は、毎締切日のメーターカウントを次のいずれかの方法により乙に送附し、乙は送附された使用プリント枚数および搬記記載のトータルサービス料金にもとづいて料金を計算します。
 - ① 甲がメーターカウントを記入した機械毎のメーター送附票を乙に送付する方法
 - ② 甲の承諾にもとづき、乙が毎締切日のメーターカウントを遠隔自動検針する方法
- 料金の計算の開始日は、本契約の開始日とします。
- プリント枚の算出にあたり、黒モードはメーター1、カラープリントモードはメーター2、ブルカラーモードはメーター3を使用します。
- トータルサービス料金は、黒モード料金、カラープリントモード料金およびブルカラーモード料金の合計額とします。
- 乙の技術員が機械の保守にあたって、機械の点検と調整のため使用したプリントは、その数を各モードのプリント数から差し引きします。
- 不良プリント処理は別紙、機械設置先へ宛表より処理方法を機械毎に選択する事とします。
- 3ヵ月のトータルサービス料金が最低プリント料金3ヶ月額に満たない場合、甲は最低プリント料金3ヶ月額を乙に支払うものとします。
- 契約開始または終了時において、機械の使用期間が3ヵ月に満たない場合、トータルサービス料金は、最低プリント料金を適用せず、使用プリント数に相当する額とします。
- トータルサービス料金は、契約対象機械2台のプリント枚数の合計に基づいて計算します。
- 料金の計算にあたり、円未満の端数は切捨てます。

第5条 (トータルサービス料金等の支払)

乙はトータルサービス料金および本契約にもとづくその他のすべての甲の金銭債務に消費税等を加算して甲に請求し、甲は乙からの請求後15日以内に当該請求金額を乙に現金で支払います。

第6条 (機械の保守サービス)

- 乙は機械が故障した場合、甲からの要請にもとづき技術員を派遣または乙が担当と認める方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施します。故障修理時に乙が必要と認めた場合には機械の点検と調整を併せて行うことがあります。
- 前項の故障修理時または点検調整時に機械の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属します。
- 作業の実施はすべて乙所定の営業時間内に限られます。甲のやむを得ざる事情により乙所定の営業時間外に作業を実施した場合、乙は甲に乙所定の料金を請求できます。

第7条 (適用除外)

次の各号のいずれかに該当して機械が故障、損傷し乙が前条の保守サービスを行った場合、乙はトータルサービス料金のほか機械の保守サービスに関する費用を甲に請求できます。

- 乙の技術員以外の者による改造、修理、分解および加工
- 乙への連絡なくしてなされた設置場所の変更
- 乙指定以外の部品または乙仕様以外の消耗品等の使用
- 乙所定の取扱説明書に記載された操作方法以外の方法による使用
- 甲の責に帰すべき事由による行為
- 火災、天災地災などの害によらざる事由
- 部品の紛失
- その他通常の使用以外の原因による場合

第8条 (ドラムおよび消耗品等の供給)

- 乙は本契約締結と同時に機械毎にドラム1本および適量数量の消耗品等を甲に供給し、その後は乙の指定する若し巡回または甲の申出によって適宜供給します。
- ドラムおよびリベラーについては、乙の技術員の点検または甲の申出にもとづき、耐用維持のため乙が必要と認めた場合、乙はこれを交換します。
- 乙は、第6条の保守サービスの提供および前2項のドラムおよび消耗品等の供給を乙の指定する者に委託できます。

第9条 (ドラムおよび消耗品等の所有権、流用の禁止)

- ドラムおよび消耗品等の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従って使用します。
- 甲は乙が供給するドラムおよび消耗品等を契約対象機械以外の機械に流用しないものとします。

第10条 (用紙)

甲は機械の使用にあたり、乙所定の標準仕様に適合した用紙を使用します。

第11条 (権利義務の譲渡禁止)

甲が乙の事前の書面による承諾を得ずに本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または質入した場合、本契約は終了します。

第12条 (料金改定)

乙は1ヵ月前までの(ただし、甲が不利とならない場合は事前の書面による通知によって)トータルサービス料金を改定できます。

第13条 (中途解約)

甲または乙が本契約の解約を希望する場合、解約希望日の1ヵ月前までに書面による通知によって相手方に予告するものとします。ただし、甲が前条の料金改定によって解約する場合、料金改定の通知後10日以内に書面によって乙に通知することにより料金改定の前日をもって解約できます。

第14条 (期限の利益の喪失、解除)

- 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、甲の債務の期限の利益は自動的に失われるものと、この場合、甲は乙にその時現在負担する債務を即時履行します。
 - (1) 本契約条項の1つでも違反する事由が生じたとき
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納
 - (3) 手形または小切手の不渡り、その他信用を著しく失墜する事由が生じたとき
- 甲が前項各号のいずれかに該当した場合、乙は何ら催告を要せず、ただちに本契約を解除できるものとします。

第15条 (免責)

乙は、火災、水害、ストライキその他不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合、その責任を負わないものとします。

第16条 (契約終了時の取り扱い)

本契約が終了した場合、甲は乙にドラムおよび残存消耗品等をただちに返渡し、かつ残債務の全額を即時支払います。

第17条 (EP-TRESS Webの利用)

- EP-TRESS Webの利用に関する同意
 - ① 甲および乙は、対象事業所において次に定める条件でEP-TRESS Webを利用することに同意します。
- 定義
 - ① 「EP-TRESS Web」とは、FAX回線を使用して「機械のメーターカウント」を取得する機能のことをいいます。
- 乙が取得する情報項目
 - ① 乙は、「機械」のメーターカウント値を取得し、甲への請求および乙から甲に対する各種依頼に利用するものとします。
 - ② 乙は、メーターカウント値を本条に定める目的以外の目的で使用、開示しませんが、ただし、甲は、通信回線の障害、その他の事由により、Aがメーターカウント値を取得できない場合があることを承認します。
- 「EP-TRESS Web」利用時の費用負担
 - ① 「EP」の機械設置の整備等に関する次の事項に関する費用は、甲が負担します。
 - (1) 公衆回線へのアクセス可能な回線の確保
 - (2) 設置・維持に必要な電源工事、後内回線工事等および電気料金
 - ② 「EP-TRESS Web」の利用による公衆電話回線の通話料は乙が負担します。
- 「EP-TRESS Web」の利用中止
 - ① 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「EP-TRESS Web」の利用を中止することができます。

第18条 (反社会的勢力の排除)

- 甲および乙は、自ら反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等という。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しなかったこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行ったりは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
- 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の調達先にも順守させるよう努力するものとします。
- 甲および乙は、前二項に対する違反を察見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を及ぼすと判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
- 甲および乙は、相手方が前三項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
- 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。

第19条 (合意事項)

本契約に関する訴訟は、乙の本居所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

第20条 (協議事項)

本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に齟齬が生じた場合、協議にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定するものとします。

以上

EP-TRESS Web ご使用上のおお願い

「EP-TRESS Web」利用にあたってのおお願い事項

機械から情報を弊社システムに送信している間、機械の操作画面に、次の案内が表示されます。データ通信中は、データ通信が優先的に処理され、データ通信が完了しますと、操作画面の総括表示が復活します。データ通信は通常5分程度で完了しますが、操作画面にデータ通信中の案内が表示されている際には少々お待ちいただき、操作画面の案内表示が消えたことをご確認の上、機械をご利用ください。よろしくお願い申し上げます。

<機械画面 表示例1>

リモートメンテナンス、または
リモートサービス中です。

<機械画面 表示例2>

リモートメンテナンス中です。

なお、EP-TRESS Webはデータ取得にあたっては機械を特定するため、FAX番号およびお客様ご自身の連絡先番号をあらかじめ取得してあります。お客様のFAX番号等につきましては、本条に定める目的以外の目的で使用、開示せず、管理いたします。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	18-1	支 払 年 月 日	平成31年 5月 10日 ✓
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費 ✓
使 途 内 容	新聞購読料		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	福井新聞—4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	2,725 円 ✓ ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			



普通預金(兼お借入明細)

5

*差引残高欄に(-)印あるものは貸越残高です。

年	月	日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11	D 1-	5-10	新聞代	2,725		
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

- 証券類をご入金の際は、摘要欄に「他券」「取立」等と月日を印字します。払戻しのできる日は、通常上記月日の午後となります。なお、お支払可能時刻は、証券類の取立場所により異なります。くわしくは窓口へお問い合わせ下さい。
- 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については仮記憶で、後日再記憶いたします。

(記号説明)
D...無通帳扱

原本のとおり相違ないことを証明します

令和元年5月29日



領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	16-1	支 払 年 月 日	平成31年 5月 15日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	固定電話料		
費 用 内 容	事務所電話料	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	8,854 円	按 分 率: 1/2	
	(17,708 円)	充 当 根 拠: 他 の 活 動 と の 按 分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

910-0043
福井市四十谷町13-31

畑 孝幸 様

発行年月日 2019年 5月31日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
[運付先]
〒461 名古屋市東区東桜1-14-11
〒0005 D.P.スクエア東桜8F
社用コード M30041311001 00062-00037 00
62 000000 9 1 190506010



00062

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
0776-59-1008 [REDACTED]	2019年 5月ご請求分	17,655円	2019年 6月17日(月)

お 知 ら せ

[NTTファイナンスからのお知らせ]

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額
(合計)

17,655円

17,655円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ*** フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2019年 5月31日発)

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)
0776-59-1008
[REDACTED]

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)
畑 孝幸 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2019年 4月ご請求分	
2019年 5月 15日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	17,708
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

印紙税申告納
付につき足
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



口座振替のご案内 (西日本ご利用分)



910-0043
福井市四十谷町13-31

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

畑 孝幸 様

発行年月日 2019年 5月 5日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【速付先】
〒461 名古屋市東区東桜1-14-11
-0005 DPスクエア東桜8F
社用コード M30041311001 00133 00098 00 G
62 000000 0 1 19040601G



019042103075244727

00133

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 3ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
0776-59-1008 [REDACTED]	2019年 4月ご請求分	17,708円	2019年 5月15日(水)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額
(合計)

17,708円

17,708円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ *** フレッツ光の割引サービス (光ももっとも割、Web光ももっとも割、どんと割、どんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2019年 5月 5日発行)

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)
0776-59-1008
[REDACTED]

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)
畑 孝幸 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2019年 3月ご請求分	
2019年 4月 15日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	13,971円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

印紙税申告納付につき芝税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70



お客様電話番号等
BILLING NUMBER

0776-59-1008

請求年月
MONTH OF ISSUE

2019年 4月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TA)
【合計請求額の請求内訳】				
◇NTT西日本ご利用分				
15,290	2,350	1,200	回線使用料〈基本料〉(事務用)	合
		3,200	ナンバー・ディスプレイ使用料	合
		400	フレッツ 光ライト F利用料	合
		500	あっと割 3.1ヶ月間光ライト割	合
		400	ひかり電話(基本料)	合
		200	ナンバー・ディスプレイ使用料	合
		100	複数チャネル使用料	合
		5,704	追加番号使用料	合
		898	ひかり電話(通話料)	合
		4	ひかり電話(携帯電話等への通話料)	合
		2	ユニバーサルサービス料	合
		1,132	ユニバーサルサービス料	合
			消費税等相当額(合計)	
◇NTTコミュニケーションズご利用分	1,868	1,730	ダイヤル通話料	合
		138	消費税等相当額(合計)	
◇携帯電話会社ご利用分	550	510	ダイヤル通話料	合
		40	消費税等相当額(合計)	
◇NTT西日本分(小計)	17,708	17,708	(小計)	
◇合計	17,708	17,708	合計 (2回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>				
◆0776-59-1008				
◇NTT西日本ご利用分				
3,836	2,350	1,200	回線使用料〈基本料〉(事務用) 3月16日～ 4月15日	合
		2	ナンバー・ディスプレイ使用料 3月16日～ 4月15日	合
		284	ユニバーサルサービス料 1番号分のご請求となります。	合
			消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇NTTコミュニケーションズご利用分	1,868	1,730	ダイヤル通話料 2月16日～ 4月15日、プラチナ	合
		138	ライン適用前1,784円	
			消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇携帯電話会社ご利用分	550	510	ダイヤル通話料 3月16日～ 4月15日。なお前月	合
		40	分は400円でした。	
			消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇NTT西日本分(小計)	6,254	6,254	(小計)	
◇合計	6,254	6,254	合計	

NTT西日本からのお知らせ

※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)
 ※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M30041311001 00133 00098

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

0776-59-1008

請求年月
MONTH OF ISSUE

2019年 4月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆ [REDACTED]			
◇NTT西日本ご利用分			
11,454	3,200	フレッツ 光ライト R利用料 3月 1日~ 3月31日	合 算
	-400	あつと割-3ヶ月間光ライト割 3月 1日~ 3月31日	合 算
	500	ひかり電話 (基本料) 3月 1日~ 3月31日	合 算
	400	オンパレードディスプレイ使用料 3月 1日~ 3月31日	合 算
	200	複数チャンネル使用料 3月 1日~ 3月31日	合 算
	100	追加番号使用料 3月 1日~ 3月31日	合 算
	5,704	ひかり電話 (通話料) 3月 1日~ 3月31日	合 算
	898	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 3月 1日~ 3月31日	合 算
	4	ユニバーサルサービス料 3月 1日~ 3月31日 2番号分	合 算
	848	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇合計	11,454	合計	

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	15-1	支 払 年 月 日	平成31年 5月 27日
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	委託料
使 途 内 容	浄化槽維持管理費		
費 用 内 容	清掃委託	摘 要	浄化槽維持管理費
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	12,010 円 ()	按 分 率 :	
		充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			



普通預金(兼お借入明細)

20

*差引残高欄に(-)印あるものは貸越残高です。

年	月	日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13	D	1-5-27		12,010	HLCカンキョウホセツン	
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

- 証券類をご入金の際は、摘要欄に「他券」「取立」等と月日を印字します。払戻しのできる日は、通常上記月日の午後となります。なお、お支払可能時刻は、証券類の取立場所により異なります。くわしくは窓口へお問い合わせ下さい。
- 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「*」のついた取引については仮記帳で、後日再記帳いたします。

(記号説明)
D...無過振扱

原本のとおり相違ないことを証明しま

令和元年5月29日



2019/06/03

〒 910-0043
福井市四十谷町13-31
畑 孝幸

福井県環境保全協業組合
福井市角折町第8号3番地
TEL 0776-35-4001
FAX 0776-35-2140

様

[領収書在中]

担当者: 

書類送付御案内

日頃御厚情を賜り厚く御礼申し上げます。
領収書御送付致します故何卒よろしく御願い申し上げます。

* 領収書は下記のキリトリ線で切って御利用下さい。


(キリトリ)

(キリトリ)

(キリトリ)

収入印紙

領 収 書

申込者CD 
請求No. 21590022775

畑 孝幸 様

2019年04月22日請求分

¥12,010円

税率8% 890円の消費税を含む

但し: 畑 孝幸 事務所
浄化槽の維持管理

上の通り確かに領収いたしました (引落)

2019年06月03日

福井県環境保全協業組合
理事長 三本 和則
〒910-0088 福井市角折町第8号3番地
TEL(0776)35-4001 (代表)
TEL(0776)35-2488 (総務・経理)
FAX(0776)35-2140 (共通)

抜者印



請求書

No. 21590015754

発行日：2019年4月22日

〒918-8066 福井市四ノ宮3号3番地
 福井県環境保全協業組合
 理事長 本 和 則
 業務・営業課 (0776) 35-4001
 環境測定課 (0776) 35-2222
 総務・経理課 (0776) 35-2388
 FAX (0776) 35-2140 (直送)

畑 孝幸

様

毎度ありがとうございます。下記の通り 御請求 申し上げます。 単位(円)

お客様問合せNo. [REDACTED]

税抜き金額合計	消費税額	合計金額(税込み)
11,120	890	12,010

件 名：浄化槽の維持管理

作業場所名称：畑 孝幸 事務所

作業場所住所：福井市四十谷町5-17

単位(円)

日付	品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
2019/4/22	保守点検管理	1.00	回	7,200	7,200
	消毒薬補充	1.00	回	1,920	1,920
	《税抜き小計》				9,120
	《消費税8%》				730
	殺虫プレート取付け	2.00	枚	1,000	2,000
	《税抜き小計》				2,000
	《消費税8%》				160

お支払方法：下記金融機関のお客様ご指定の口座より振替させていただきますので
 よろしくお願ひ申しあげます。

金融機関：[REDACTED]
 振替日：2019/05/27

引落日が休日の場合には翌営業日の引き落としとなります。

担当：[REDACTED]

31年度 事務所等状況報告書

議員名 畑 孝幸

1 所在地等

住所 福井市四十谷町5-17

電話番号 0776-59-1008

延べ床面積(共用部分を除く) 70 m²

2 所有区分

単独事務所

自宅兼事務所

自己所有物件

賃借物件

賃貸借契約先()

所有者

第三者

後援会

関連会社

親族

生計は一である

生計は別である

単独事務所の按分率

方法① 政務活動の使用面積割合
(政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合)
[事務所使用面積(共用部分を除く) m²の内、政務活動の使用面積 m²]

方法② 使用面積で按分できない 毎月の使用時間で按分

方法③ 使用時間でも按分できない

按分率 1/2 1/3 1/4

按分率
/
%
小数点以下切捨て

自宅兼事務所の按分率

自宅全体における議員活動の使用面積割合
[自宅の面積(共用部分を除く) m²の内、議員活動の使用面積 m²]

方法① 議員活動の使用面積における政務活動使用面積割合
(政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合)
[議員活動の使用面積 m²の内、政務活動の使用面積 m²]

方法② 使用面積で按分できない 毎月の使用時間で按分

方法③ 使用時間でも按分できない

按分率
/
%
小数点以下切捨て